

総社市告示第17号

総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（給付申請） 第6条 略 2 助成金の申請は、当該治療に係る治療費の支払いが終了した日の属する年度の<u>9月30日</u>までに行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u> 1 <u>この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に開始した特定不妊治療について適用する。</u></p> <p><u>（この告示の失効）</u> 2 <u>この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>（給付申請） 第6条 略 2 助成金の申請は、当該治療に係る治療費の支払いが終了した日の属する年度の<u>末日（3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌年度の5月15日）</u>までに行わなければならない。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に開始した特定不妊治療について適用する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以降に治療費の支払いを終了した特定不妊治療について適用し、同日前に治療費の支払いを終了した特定不妊治療については、なお従前の例による。